

大気汚染防止法の一部改正について（水銀大気排出規制の概要）

京 都 府 環 境 部 環 境 管 理 課

TEL:075-414-4713

京都市環境政策局環境企画部環境指導課

TEL:075-222-3955

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、水銀等の大気中への排出を規制するため、大気汚染防止法等が改正され、新たに水銀の大気排出規制制度が始まることとなりましたので、取り急ぎお知らせします。

<改正概要>

○水銀排出施設に係る届出制度

水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は京都府知事（設置等の場所が京都市内の場合は、京都市長）に届け出なければなりません。（既設の施設については、施行日から 30 日以内に届出）

※「水銀排出施設」とは工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。…水銀排出施設及びその排出基準については 2 ページ以降

○水銀等に係る排出基準の遵守義務等

水銀排出施設ごとに新たに水銀濃度の排出基準が定められ、当該施設から水銀等を大気中に排出する者は当該排出基準を遵守しなければなりません。京都府知事（又は京都市長）は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ改善勧告・改善命令を発出することができます。

○自主測定の実施

水銀排出施設に係る水銀濃度について、規定された頻度で定期的に測定を実施し、その結果を記録・保存しなければなりません。

○要排出抑制施設の設置者の自主的取組

要排出抑制施設（水銀等の排出量が相当程度多い施設で、その排出を抑制することが適当とされるもの。①製銑の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）②製鋼の用に供する電気炉）を設置している者は、排出抑制のための自主的取組を責務として求められます。

施行日

平成 30 年 4 月 1 日（当該条約が日本国について効力を生ずる日が平成 30 年 4 月 1 日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）

その他

改正法の詳細については、環境省ホームページ「水銀大気排出対策」をご覧ください。
（環境省 HP URL: http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html）

表 ー 1 石炭燃焼ボイラーの排出基準

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規	既存
①石炭ボイラー（この表の②に掲げるものを除く。） （別表 2の項）	伝熱面積が 10 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上のもの。	8	10
②小型石炭混焼ボイラー （別表 1の項）	伝熱面積が 10 m^2 以上であるか又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 100,000 L 未満のもの。	10	15

表 ー 2 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次施設）の排出基準

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規	既存
①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤に掲げるものを除く。） （別表 3の項）	原料の処理能力が一時間当たり 1 トン以上であるもの。	15	30
②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑥に掲げるものを除く。） （別表 4の項）	原料の処理能力が一時間当たり 1 トン以上であるもの。	30	50

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規	既存
③金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。） (別表 3の項)	火格子面積が 1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。	15	30
④金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。） (別表 4の項)	火格子面積が 1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。	30	50
⑤銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 (別表 3の項)	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン 以上であるか、火格子面積が 0.5 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 20 L 以上であるもの。	15	30
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 (別表 4の項)	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン 以上であるか、火格子面積が 0.5 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 20 L 以上であるもの。	30	50

表 - 3 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(二次施設)の排出基準

対象施設	施設規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規	既存
①金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煨焼炉、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。) (別表 5の項)	原料の処理能力が一時間当たり1トン以上であるもの。	100	400
②金属の精錬(金を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煨焼炉、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の④に掲げるものを除く。) (別表 6の項)	原料の処理能力が一時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。) (別表 5の項)	火格子面積が 1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。	100	400
④金属の精錬(金を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。) (別表 6の項)	火格子面積が 1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。	30	50

対象施設	施設規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規	既存
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。） (別表 5の項)	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 20 L 以上であるもの。	100	400
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉 (別表 5の項)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 10 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 kVA 以上であるもの。	100	400
⑦亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 (別表 5の項)	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン以上	100	400

表 - 4 廃棄物焼却炉の排出基準

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規	既存
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。） (別表 8の項)	火格子面積が 2 m^2 以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり 200 kg 以上のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの (別表 9の項)	裾切りなし	50	100

表 - 5 セメントクリンカー製造施設の排出基準

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規	既存
セメントの製造の用に供する焼成炉 (別表 7の項)	火格子面積が 1 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。	50	$80^{\text{注1}}$

注1 経過措置（原料とする石灰石の水銀含有量が $0.05 \text{ mg}/\text{kg}$ 以上であるもの）については、 $140 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$